

人工呼吸器装着時の喀痰吸引（演習）受講から実地研修を実施して医療的ケアが実施できるまで

この演習のお申し込みは、介護福祉士に限っている訳ではなく、認定特定行為業務従事者認定証をお持ちの介護福祉士及び認定特定行為業務従事者認定証をお持ちの介護職員等も対象としています。

■基本研修（演習）評価方法  
 研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式）を用いて、演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価する。

■基本研修（演習）評価判定  
 当該研修受講者が、省令で定める修得すべき行為の実施回数（5回）以上の演習を実施した上で、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認める。  
 また、実地研修については、基本研修の演習修了が確認された研修受講者に対して行うこと。なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させること。

